

○多気町環境保全条例施行規則

平成18年1月1日

規則第74号

(趣旨)

第1条 この規則は、多気町環境保全条例(平成18年多気町条例第117号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開発行為等の届出)

第2条 条例第12条に規定する開発行為等の届出(以下「開発行為等の届出」という。)は、関係法令等に基づく許可、認可等の申請又は届出を行う前にしなければならない。

- 2 開発行為等の届出は、様式第1号の届出書によるものとする。
- 3 前項の届出書には、様式第2号による開発行為等計画書を添えなければならない。
- 4 開発行為等を行うに当たり、開発行為等の計画の内容について地域住民に周知を図るとともに理解を求め、その意向を十分尊重しなければならない。

(廃棄物の処理施設等)

第3条 条例第12条第4号に規定する廃棄物の処理施設等は、別表に定めるものとする。

- 2 既に設置された廃棄物の処理施設等であっても、これを変更する場合は条例第12条第4号に規定する廃棄物の処理施設等とみなす。

(関係者等の同意)

第4条 町長は、開発行為等の届出があった場合において、当該開発行為等に関係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者及び影響を受ける地区の代表者、影響を受ける農業用水の水利権者及び水道用水(上水道、工業用水道、飲料水源等)を取水する者、影響を受ける関係者の同意を得るよう指示するものとする。

(承認の決定等)

第5条 町長は、開発行為等の届出があった場合において、当該開発行為等が多気町における自然環境、生活環境及び水道水源の保全に関し重要な事項であるときは、多気町環境保全審議会に諮り承認又は不承認を決定しなければならない。

- 2 町長は、開発行為等の承認又は不承認の決定をしたときは、当該開発行為等の届出者に様式第3号によりその旨を通知しなければならない。この場合において、不承認の決定をしたときは、その理由を併せて通知するものとする。
- 3 前項の通知は、開発行為等の届出書を受理した日から60日を経過するまでに行うものとする。

4 町長は、必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付することができる。

(承認の失効)

第6条 前条第1項の承認は、開発行為等の届出者がその承認に係る開発事業に関する工事に着手しないまま同条第2項の通知があった日から2年を経過したとき、又は工事を中止してから2年を経過したときは、その効力を失う。

2 前項の期間には、関係法令等の規定に基づく許可、認可等の手続に要した期間は、含まないものとする。

(地位の承継)

第7条 開発行為等の届出者の地位を承継しようとするときは、譲り受けようとする者(以下「承継人」という。)及び譲り渡そうとする者(以下「被承継人」という。)は共同してあらかじめ様式第4号による届出書を町長に提出し、様式第5号による承認を得なければならない。

2 承継人は、被承継人の地位を承継したときは、様式第6号により届出書を町長に提出しなければならない。

(開発行為等の変更の届出)

第8条 開発行為等の届出者は、開発行為等事業計画を変更しようとするときは、町長の承認を得なければならない。ただし、町長が認める軽易な変更については、この限りでない。

2 前項の承認については、第2条から第5条までの規定を準用する。この場合において、第2条第2項中「様式第1号」とあるのは、「様式第7号」と読み替えるものとする。

(勧告)

第9条 町長は、条例第11条及び第13条の規定により、開発行為等の届出者に勧告しようとするときは、様式第8号によるものとする。

(立入調査等の証明書)

第10条 条例第16条第2項に規定する取締員の身分を示す証明書は、様式第9号によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の多気町環境保全条例施行規則(平成10年多気町規則第14号)又は勢和村環境保全条例施行規則(平成9年勢和村規則第1号)の規定によ

りなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和4年3月17日規則第40号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

- | | |
|---|--|
| 1 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条に定める施設 |
| 2 | 動物の糞尿の脱水施設及び乾燥施設(天日乾燥を含む。) |
| 3 | 木くず、ガラスくず及び陶磁器くず又は建設廃材の破碎施設 |
| 4 | その他町長が必要と認めたもの |

様式第1号(第2条関係)

開 発 行 為 等 届 出 書

年 月 日

多気町長 様

届出者 住所
氏名
(電話)
(法人にあつては、所在地、
名称、代表者の氏名)

多気町環境保全条例第12条の規定により、開発行為等の事業計画について、次のとおり届出します。

開発行為等の名称						
施 行 場 所	多気町					
開発行為等区域の面積	平方メートル					
開発行為等区域の 土 地 の 現 況	宅 地	田	畑	樹園地	山 林	その他
開発行為等の内容						
工事着手予定年月日	年 月 日					
工事完了予定年月日	年 月 日					
概 算 事 業 費	円					
工 事 施 行 者 (住所、氏名)						
設 計 者 (住所、氏名)						
参 考 (利用計画等)						

- 備 考 1 開発行為等の種別(条例第12条第1号～第5号)により、適宜作成する。
2 添付書類は、様式第2号の関係法令に準ずるものとする。

様式第2号(第2条関係)

開 発 行 為 等 計 画 書

開発行為等計画書は次のとおりとする。

- 1 1,000㎡以上の山林の伐採(条例第12条第1号関係)
 - ①森林法第10条第1項及び同法施行規則第1条に定められた事項を記載したもの
- 2 1,000㎡以上の土地の区画形質の変更(条例第12条第2号関係)
 - ①三重県宅地開発事業の基準に関する条例第7条に定められた事項を記載したもの
(3,000㎡以上)
- 3 1,000㎡以上の土石、砂利採取(条例第12条第3号関係)
 - ①採石法第33条の2の「採石計画」
 - ②砂利採取法第17条の「採取計画」
- 4 廃棄物の処理施設等で規則に定める施設の建設(条例第12条第4号関係)
 - ①三重県産業廃棄物処理指導要綱の「事業計画書」又はこれに準ずるもの
- 5 町長が指示した事項を記載したもの

様式第3号(第5条関係)

開発行為等 承認 (不承認) 決定通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様
(法人にあつては、所在
地、名称、代表者の氏名)

多気町長



年 月 日付けで届出のあつた、次の開発行為等について承認(不承認)
の決定をいたしましたので、多気町環境保全条例施行規則第5条第2項の規定により通知しま
す。

開発行為等の名称	
施 行 場 所	多気町
開発行為等区域の面積	平方メートル
開発行為等の内容	
条 件 等 (不承認の理由)	

様式第4号(第7条関係)

開発行為等地位承継事前届出書

年 月 日

多気町長 様

承継人
住所
氏名
(電話)
(法人にあつては、所在地、
名称、代表者の氏名)

被承継人
住所
氏名
(電話)
(法人にあつては、所在地、
名称、代表者の氏名)

多気町環境保全条例施行規則第7条第1項の規定により、開発行為等の地位承継について
あらかじめ次のとおり届出します。

開発行為等承認年月日	年 月 日 第 号
開発行為等の名称	
施行場所	多気町
開発行為等区域の面積	平方メートル
開発行為等の内容	
地位承継の理由	

備考 承継人の添付書類

- 1 定款及び登記事項証明書
- 2 経歴書及び経営報告書
- 3 当該開発行為等の資本計画及び管理計画書
- 4 開発行為等承認決定通知書

様式第5号(第7条関係)

開発行為等地位承継承認書

第 号
年 月 日

承継人

住所

氏名 様

(電話)

(法人にあつては、所在地、名称、代表者の氏名)

被承継人

住所

氏名 様

(電話)

(法人にあつては、所在地、名称、代表者の氏名)

多気町長



年 月 日付けで届出のあつた次の開発行為等の地位承継について、多気町環境保全条例施行規則第7条第1項の規定により承認します。

なお、承継人にあつては、今後この開発行為等の施行にあつては、多気町環境保全条例及び関係法令並びに被承継人と 年 月 日付けで締結した環境保全協定書の条項を忠実に遵守してください。

開発行為等承認年月日	年 月 日 第 号
開発行為等の名称	
施行場所	多気町
開発行為等区域の面積	平方メートル
開発行為等の内容	

様式第6号(第7条関係)

開発行為等地位承継届出書

年 月 日

多気町長 様

届出者(承継人)
住所
氏名
(電話)
(法人にあつては、所在地、名称、代表者の氏名)

年 月 日付け、第 号で承認のあつた次の開発行為等の地位を承継しましたので、多気町環境保全条例施行規則第7条第2項の規定により届出します。

なお、今後この開発行為等の施行に当たつて、多気町環境保全条例及び関係法令並びに被承継人が貴職と 年 月 日付けで締結した環境保全協定書の条項を忠実に遵守することを誓約します。

開発行為等承認年月日	年 月 日 第 号
開発行為等の名称	
施行場所	多気町
開発行為等区域の面積	平方メートル
開発行為等の内容	

備考 添付書類

- 1 個別法に基づく許可、認可等の写し

様式第7号(第8条関係)

開発行為等変更届出書

年 月 日

多気町長 様

届出者 住所
氏名
(電話)
(法人にあつては、所在地、
名称、代表者の氏名)

多気町環境保全条例施行規則第8条第2項の規定により、開発行為等の変更について次のとおり届出します。

開発行為等承認年月日	年 月 日 第 号	
開発行為等の名称		
施行場所	多気町	
変更の理由		
変更内容	変更前	変更後

- 備考 1 「変更内容」欄は、各事項別に対比できるように記載すること。
2 変更計画書及び関係図面を添付すること。

様式第8号(第9条関係)

勸 告 書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様
(法人にあつては、所在地、
名称、代表者の氏名)

多気町長



多気町環境保全条例第11条・第13条の規定により、次のとおり勸告する。

公共場所等の名称 開発行為等の名称	
施 行 場 所	多気町
勸 告 内 容	
勸告内容の実施期限	年 月 日
備 考	

様式第9号(第10条関係)

第 号

身 分 証 明 書

職 名

氏 名

生年月日

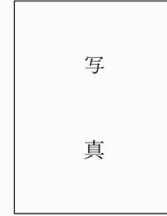
年 月 日生

上記の者は、多気町環境保全条例に規定する立入調査等を行う環境保全取締員であることを証明する。

年 月 日

多気町長

印



様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第2条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第8条関係)

様式第8号(第9条関係)

様式第9号(第10条関係)